

5人権第51号
令和5年(2023年)6月29日

長野県宅地建物取引業協会長 様

長野県県民文化部長

「長野県パートナーシップ届出制度」への御協力について（依頼）

本県では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、性的マイノリティの方々の生活上の障壁を取り除くとともに、県民の性の多様性に対する理解を促進するため、「長野県パートナーシップ届出制度」を創設いたしました。少なくとも一方が性的マイノリティであるお二人が、日常生活において継続的に協力し合うパートナーシップ関係であることを県に届け出る制度であり、8月1日から施行する予定です。

つきましては、貴団体の構成員の皆様には性の多様性についての御理解と、この制度によるパートナーシップ関係を法律上の婚姻関係や事実婚関係と同様に取り扱うことについての御検討をお願いいたしたく、別紙及びリーフレットによる周知をお願いいたします。

(問合せ先)

担 当 人権・男女共同参画課 佐々木、高橋
電 話 026-235-7102 (直通)
F A X 026-235-7389
E-mail ally@pref.nagano.lg.jp